

岩国市立保育園の整備実施計画（第3次）案

岩国市立保育園の整備に関する基本方針（第2次）及び岩国市立保育園の整備計画（第2次）に基づき、次のとおり岩国市立保育園の整備実施計画（第3次）を定めます。

【整備実施計画の期間等】

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

なお、検討の対象とする園をカテゴリーに分類していますが、検討の結果、また、その後の地域（旧市町村単位（通津地区は由宇地域に加える））の小学校就学前児童数の推移や保育園の利用実態、職員の実態、施設的环境、社会情勢の変化などに応じ、適時検討、修正を行います。

また、新たに利用定員60人以上の施設を建設する場合においては、小学校就学前児童に対し、保育の必要性の有無に関係なく、教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園への移行を優先して検討することとします。

1 耐震化する園

次に掲げる事項をもとに検討した結果、建替えを行い市立保育園として運営します。

- ・【ソフト面】地域の保育に係るニーズと提供体制から、市が直営で保育を提供する必要性があるか
- ・【ハード面】施設の耐震性の有無及び老朽化の状況

対象園	現状と選定理由等
ひがし保育園	① 利用児童数が多く、東小学校区に他の民間の就学前教育・保育施設があるが、今後も保育ニーズが見込まれる。 ② 園舎は、昭和47年と50年に旧耐震基準で建設し、2棟のうち1棟は耐震基準を満たしておらず、いずれも建設後、長期間経過し、配管や空調等内部的な部分も老朽化が顕著となっている。 ③ 送迎用の駐車場がなく、また大型車両を含め交通量も多いことから原則として、移転して建替えを行うこととし、用地の取得状況や周辺的环境等を考慮した上で最終的に移転の可否を決定する。 ④ 現在の場所で建替えを行う場合は、保育の提供を継続して行う必要性があることから、他の場所に仮園舎を建設し、保育しながら建替えを行う。 ⑤ 市が直営で児童発達支援を行う事業所「岩国市太陽の家」が園舎のうちの1棟にL字型に接続する形状で設置されている。施設は昭和60年に新耐震基準で建設されたが、長期間経過し老朽化が進みバリアフリーにも対応しきれていない。 ⑥ 「岩国市太陽の家」については依然ニーズが高く、今後も特性に応じた柔軟な保育を行うとともに、受け入れが厳しい医療的ケア児の支援も公による積極的な受け入れが求められているため、多様なニーズに対応可能な施設として一体的に建替えを行う。 ⑦ 園舎は、洪水浸水想定区域及び高潮危険区域に該当する場所に建築されているため相応の対策を実施する。

2 民営化する園

次に掲げる事項をもとに検討した結果、民間による建替えを行い運営も民営化します。

- ・【ソフト面】地域の保育に係るニーズと提供体制から、民間による長期的・安定的な保育の提供が可能か（保育所の認可を得るには、利用定員が60人以上となる必要（「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号）第1の2（1）定員による）。）

- ・【ハード面】施設の耐震性の有無及び老朽化の状況

対象園	現状と選定理由等
えきまえ保育園	① 地域に市立保育園が別にある。 ② 園舎は、岩国市福祉会館との併設（1階の一部）で、昭和57年3月に旧耐震基準で建設し、耐震基準を満たしておらず、建設後、長期間経過し、建屋や空調等内部的な部分も老朽化が顕著となっている。 ③ 麻里布小学校区に他の民間の就学前教育・保育施設があるが、園舎は、中心市街地に位置し、利便性が高いため、高い保育ニーズがあり民間が業とする上でより成立し易い。 ④ 園舎のある福祉会館及び福祉会館の施設の在り方の検討の状況と適合させながら、施設の設置場所を検討する。 ⑤ 現在の場所で民営化する場合には、保育ニーズ等に対し保育の提供を継続して行う必要があることから、他の場所に仮園舎を建設し、保育しながら建替えを行う。 ⑥ 民間から民営化等の優れた提案があった場合、当該提案内容の検討も視野に入れる。 ⑦ 園舎は、洪水浸水想定区域及び高潮危険区域に該当する場所に建築されているため相応の対策を実施する。

3 統合し民営化を検討する園

次に掲げる事項をもとに統合することにより民営化を検討する園を定めます。

- ・【ソフト面】地域の保育に係るニーズと提供体制から、民間による長期的・安定的な保育の提供が可能か（保育所の認可を得るには、利用定員が60人以上となる必要（「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号）第1の2（1）定員による）。）

- ・【ハード面】施設の耐震性の有無及び老朽化の状況

対象園	現状と選定理由等
かわしも保育園	① 地域に市立保育園が別にある。 ② 園舎は、昭和48年に旧耐震基準で建設したが、耐震診断の結果、耐震基準を満たしている。建設後、長期間経過し、老朽化が顕著となっている。 ③ 川下小学校区に他の民間の就学前教育・保育施設があるが、園舎は、中心市街地にも近く幹線道路に面し、利便性があり、今後も一定の保育ニーズが見込まれ園児数的には民営化可能。 ④ 調理室や乳児用の保育室は狭く、設備も古く園舎を譲

	渡しても大規模な改修が必要である。また、送迎用の駐車場もなく現状の施設のままでは民営化は困難。 ⑤ 園舎は、洪水浸水想定区域及び高潮危険区域に該当する場所に建築されているため相応の対策が必要。
くろいそ保育園	① 地域に市立保育園が別にある。 ② 園舎は、昭和 52 年に旧耐震基準で建設したが、耐震診断の結果、耐震基準を満たしている。しかし、建設後、長期間経過し老朽化が顕著となっており、また送迎用の駐車場もない。 ③ 利用定員 50 人に対し、利用児童数は 25 人で、今後も保育ニーズが大幅に回復する見込みは少なく単独園としての民営化は困難。 ④ 中洋小学校区及び灘小学校区に他の民間の就学前教育・保育施設がある。 ⑤ 園舎は、土砂災害警戒区域に該当する場所に建築されているため相応の対策が必要。

4 統廃合を検討する園

次に掲げる事項をもとに検討する園を定めます。

- ・【ソフト面】地域の保育に係るニーズと提供体制から、保育を継続して提供する必要性があるか
- ・【ソフト面】保育の利用児童数が 20 人を下回っていないか
(児童福祉法第 39 条第 1 項・・・保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(利用定員が 20 人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。)とする。)
- ・【ハード面】施設の耐震性の有無及び老朽化の状況

対象園	現状と選定理由等
ながの保育園	① 地域に市立保育園が別にある。 ② 園舎は、昭和 54 年に旧耐震基準で建設し、耐震基準を満たしておらず、建設後、長期間経過し、老朽化が進んでいる。 ③ 利用定員 20 人に対し、利用児童数が 19 人で、今後も保育ニーズが大幅に高くなる見込みはなく単独園としての民営化は困難。しかし、保育需要の高い周東地域の中にあって一定の保育ニーズがある。 ④ 周北小学校区及び修成小学校区に他の民間の就学前教育・保育施設はないが、送迎可能範囲には存在する。 ⑤ 園舎は、土砂災害警戒区域に該当する場所に建築されているため相応の対策が必要。 ⑥ 今後の保育ニーズ(管外保育(市外の者が本市の保育所を利用すること)の保育ニーズを除く。)の状況を見ながら、統廃合を検討する。

保育園建替計画スケジュール（案）

[illegible]

- ・本スケジュールは、ひがし保育園を現在とは別用地に建替えると想定。
- ・本スケジュールは、えきまえ保育園を福祉会館跡地に建替えると想定。
- ・用地の選定状況によっては建設計画等に変更を生じる可能性あり。
- ・ひがし保育園は公設公営、えきまえ保育園は民設民営。

岩国市立保育園民営化実施基準（案）

（平成 25 年 1 1 月策定）

（平成 27 年 1 0 月改正）

（令和 6 年 3 月改正）

I 実施基準

1 目的

「岩国市立保育園の整備に関する基本方針及び整備計画（第 2 次）」（平成 31 年 3 月策定）に基づき、市立保育園の民営化を進めるに当たり、子どもや保護者が安心し、かつ満足できる保育園生活を送ることができるように、次のとおり岩国市立保育園民営化実施基準を定めます。

2 民営化実施の形態

市立保育園を民営化する方法としては、設置主体及び運営主体を民間事業者に移行する「民設民営方式」と、設置主体は本市のまま、指定管理者制度や業務委託を活用し、運営主体のみを民間事業者に移行する「公設民営方式」があります。

本市においては、保育ニーズに添った柔軟な運営、自主的な保育サービスの提供の促進を図るため、設置主体及び運営主体ともに民間事業者に移行する「民設民営方式」で実施します。

3 民営化に係る設置・運営事業主体

市立保育園の民営化に係る設置・運営主体は、移管後において質の高い保育を実施するとともに、長期的に安定かつ健全な事業運営を確保できる者とします。

また、民営化に際しては、小学校就学前児童に対し、保育の必要性の有無に関係なく、教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園への移行を優先して検討することとします。

この場合においては、民営化対象の市立保育園が立地している小学校区内における小学校就学前児童の教育・保育のニーズ量と提供量をもとに、検討するものとします。

(1) 幼保連携型認定こども園を設置する場合の設置・運営主体

設置・運営主体は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 12 条の規定に基づき、学校法人及び社会福祉法人とします。

(2) 保育園を設置する場合の設置・運営主体

設置・運営主体は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び「保育所の設置認可等について」（平成 12 年 3 月 30 日付け児発第 295 号）の規定に基づき、社会福祉法人、学校法人、株式会社その他制限を設けないものとします。ただし、社会福祉法人以外の者が設置・運営主体となる場合は、次の要件を満たすものに限るものとします。

ア 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること

イ 経営者（設置者が法人である場合にあっては、当該法人の経営に携わる役員とする。以下同じ。）が社会的信望を有すること

ウ （ア）及び（イ）のいずれにも該当するか、又は（ウ）に該当すること。

（ア） 実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

（イ） 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること

（ウ） 経営者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと

エ 保育所を経営する事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと

オ 財務内容が適正であること

4 選考方法

民営化事業者の選考については、公募型プロポーザル方式により行うとともに、「岩国市立保育園の民営化に係る事業者選考委員会（以下「民営化事業者選考委員会」という。）」を開催し、民営化事業者選考委員会の意見を基に、市長が決定します。

5 市有財産の貸付等

民営化事業者の継続的・安定的な運営を図るため、次のとおり市有財産の貸付等を行います。

なお、市議会の議決を要する場合は、当該手続き後に貸付け又は譲渡を行います。

(1) 土地

5年間は、無償で貸し付けます。ただし、施設の建設を条件に民営化する場合の無償貸付期間については、市との協議の上で決定します。

無償貸付期間満了後において、幼保連携型認定こども園又は保育所として使用する場合に限り、無償貸付期間を更新することができるものとします。

(2) 建物及び工作物

建物及び工作物の貸付又は譲渡については、市立保育園ごとの施設の状況に応じ、市との協議の上で決定します。

(3) 物品 無償譲渡します。

6 民営化に係る運営条件

市立保育園の民営化に当たり、次の事項を運営条件とします。

- (1) 児童福祉法、子ども・子育て支援法、認定こども園法、岩国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等関係法令を遵守すること。

- (2) 利用定員 市と協議した定員数を確保すること。
- (3) 開所時間・休園日 市と協議した開所時間・休園日とすること。
参考：市立保育園 午前 7 時 30 分～午後 7 時（延長保育含む。）
- (4) 特別保育
- ・延長保育事業を実施すること。
 - ・障害児保育事業を実施すること。
 - ・一時預かり事業を実施すること。
 - ・地域子育て支援事業を実施すること。
 - ・その他の特別保育事業の実施については、必要に応じて検討を行う。
- (5) 職員配置
職員の配置については、府省令等に定めるところによること。
- (6) 保育内容・行事
保護者の意見を十分聴き、理解を得ながら行うこと。
- (7) 給食・保健衛生・防災対策
- ① 給食は、自園調理方式を採ること。ただし、調理業務の委託は可能とする。
 - ② 給食の提供に当たっては、「食品衛生法」に基づく衛生管理を実施し、児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画に基づき、児童の体調や食物アレルギーに対する除去食等の実施など個別事情に十分配慮すること。
 - ③ 食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）及び「保育所における食育に関する指針」に基づいて各年齢の発育・発達段階に応じた食育に取り組むこと。
 - ④ 給食施設・設備をはじめ、施設の衛生管理、児童・職員の健康診断を徹底すること。
 - ⑤ 児童に対しては、年 2 回以上の健康診断や歯科検診等を必ず実施するとともに、嘱託医等との連携を図ること。
 - ⑥ 非常災害等、緊急時の安全確保を図るため、施設内防災計画の策定を行うとともに随時見直しを行うこと。また、当該防災計画に基づき、関係機関との連携協力体制、避難誘導等の体制整備を図ること。
- (8) 費用の徴収
市が事前に認める実費徴収金以外の負担を保護者に求めないこと。ただし、民営化後新たな保育サービスの対価として必要と判断する場合は、保護者への説明・理解を得た上で実施すること。
- (9) 職員研修
職員の資質向上のため、職員研修計画を作成し、積極的に研修等に参加させること。
- (10) 保護者との懇談等
保護者との懇談会を適時実施し、保護者の意見や要望に対し誠意をもって対応すること。
また、保護者の苦情等に対しては、解決の仕組みを整備・公表するなどして円満な解決を図ること。

Ⅱ 民営化の進め方

1 民営化対象園の選定

民営化対象とする保育園の選定については、就学前児童数の推移、施設の耐震性・老朽化などの状況、立地条件、利便性、地域の特性等を総合的に検討して選定します。

2 スケジュール

保護者等への説明や法人における準備期間を十分確保できるよう移管計画（おおむね2年間）を策定します。ただし、施設の建設を条件に移管する場合は、当該計画期間や内容を変更することがあります。

(1) 民営化予定園の公表から民営化事業者の決定までの期間について

- ・保護者や地元住民との意見交換を行います。

(2) 引継ぎ期間について

- ・円滑な引継ぎが行われるよう、必要な指導・改善を行います。
- ・市職員（保育士）と民営化事業者職員が共同で保育に当たる期間を設けます。
- ・保護者、民営化事業者及び市（以下「三者」という。）は、保育内容や提供サービス（費用含む）、給食関係等について協議し、合意形成を図ります。

3 保護者説明

民営化園の子どもや保護者が、安心して通園できるよう、適時情報提供を行うとともに、意見交換などの場を設けます。

【保護者（地域）説明会】 園選定理由の説明や民営化事業者決定後の民営化事業者紹介を行います。説明会に出席できない方にも、意見聴取・情報提供などの対応を図ります。

【保育園見学会】 民営化事業者の保育園の運営状況等の見学や、民営化事業者との意見交換の場を設けます。

【共同保育】 市と民営化事業者との共同保育や体験保育などの場を設けます。

4 民営化対象保育園の会計年度任用職員等の雇用について

民営化対象保育園に勤務する会計年度任用職員等で、民営化事業者での就労を希望するものについては、採用されるよう支援します。

Ⅲ 民営化後の対応

民営化後、事業者の質の維持・向上のため、市が訪問指導を行います。また、一定期間三者による意見交換会を開催し、保育内容を確認するとともに、改善を要する場合は、指導を行います。

問13-2 利用を希望する教育・保育施設の小学校区

問2 子どもの年齢(令和5年4月1日現在)

問13 定期的に利用したい教育・保育施設

	回答数	小瀬小学校区	御庄小学校区	藤河小学校区	杭名小学校区	河内小学校区	柱野小学校区	通津小学校区	岩国小学校区	麻里布小学校区	装港小学校区	川下小学校区	愛宕小学校区	瀬小学校区	中洋小学校区	平田小学校区	東小学校区
全体	1123 100.0	3 0.3	23 2.1	24 2.1	15 1.3	- -	- -	23 2.1	88 7.9	98 8.7	2 0.2	61 5.4	81 7.2	83 7.4	9 0.8	111 9.9	111 9.9
幼稚園	351 100.0	- -	9 2.4	7 1.9	- -	- -	- -	10 2.8	30 8.4	43 12.2	1 0.3	19 5.3	28 8.1	20 5.8	3 0.9	44 12.6	48 13.8
幼稚園の預かり保育	222 100.0	- -	2 0.7	6 2.6	2 0.9	- -	- -	8 3.6	19 8.7	25 11.4	- -	16 7.0	17 7.7	15 6.8	1 0.4	30 13.5	32 14.2
認可保育園	511 100.0	3 0.7	5 0.9	3 0.6	- -	- -	- -	4 0.7	43 8.3	45 8.9	2 0.4	35 6.9	30 5.8	43 8.5	4 0.7	44 8.6	33 6.4
認定こども園	532 100.0	- -	15 2.8	22 4.1	13 2.5	- -	- -	15 2.8	39 7.3	30 5.6	1 0.2	21 4.0	44 8.2	44 8.2	3 0.5	55 10.3	70 13.2
小規模な保育施設	59 100.0	- -	3 4.7	3 5.0	2 3.5	- -	- -	- -	6 10.1	7 11.7	- -	4 7.4	4 7.4	2 3.6	- -	5 8.6	4 6.2
事業所内保育施設	36 100.0	- -	1 2.5	- -	- -	- -	- -	1 1.4	5 14.6	2 5.1	- -	2 5.7	3 8.2	4 10.2	- -	4 11.4	3 8.2
事業所内保育施設以外の認可外の保育施設	8 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 8.9	1 8.9	- -	1 8.9	- -	1 11.8	- -	1 11.8	- -
ファミリーサポートセンター	64 100.0	- -	- -	3 4.7	- -	- -	- -	2 3.0	1 2.2	3 4.7	- -	7 10.4	7 11.5	6 9.0	- -	6 10.1	4 5.8
その他	6 100.0	- -	- -	4 67.6	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 11.3	- -

問13-2 利用を希望する教育・保育施設の小学校区

問2 子どもの年齢(令和5年4月1日現在)

問13 定期的に利用したい教育・保育施設

	由宇小学校区	由西小学校区	神東小学校区	玖珂小学校区	本郷小学校区	そお小学校区	高森小学校区	川上小学校区	米川小学校区	修成小学校区	周北小学校区	錦清流小学校区	宇佐川小学校区	美和東小学校区	美和西小学校区	無回答
全体	59	-	1	79	-	8	73	-	2	1	-	6	1	7	4	149
	5.2	-	0.1	7.0	-	0.7	6.5	-	0.2	0.1	-	0.5	0.1	0.6	0.3	13.3
幼稚園	9	-	-	22	-	-	16	-	1	-	-	-	-	1	-	39
	2.7	-	-	6.3	-	-	4.7	-	0.3	-	-	-	-	0.4	-	11.1
幼稚園の預かり保育	4	-	-	10	-	-	10	-	-	-	-	-	-	1	-	25
	1.8	-	-	4.3	-	-	4.5	-	-	-	-	-	-	0.3	-	11.4
認可保育園	37	-	1	40	-	8	54	-	2	1	-	5	1	1	-	69
	7.3	-	0.1	7.8	-	1.6	10.5	-	0.3	0.1	-	1.0	0.1	0.1	-	13.5
認定こども園	31	-	-	26	-	-	10	-	-	-	-	1	-	7	4	83
	5.8	-	-	4.9	-	-	1.9	-	-	-	-	0.1	-	1.3	0.7	15.5
小規模な保育施設	2	-	-	3	-	-	3	-	-	-	-	1	-	-	-	9
	2.9	-	-	5.8	-	-	5.2	-	-	-	-	2.0	-	-	-	16.0
事業所内保育施設	1	-	-	4	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	4
	3.8	-	-	10.7	-	-	4.9	-	-	-	-	1.6	-	-	-	11.6
事業所内保育施設以外の認可外の保育施設	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	6.5	-	-	22.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20.7
ファミリーサポートセンター	7	-	1	5	-	1	4	-	-	-	-	1	-	-	-	7
	11.2	-	1.1	7.3	-	1.1	6.9	-	-	-	-	0.9	-	-	-	10.2
その他	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	21.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-